

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長 阿部 修平
【住所又は本店所在地】	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎
【報告義務発生日】	平成19年3月20日
【提出日】	平成19年3月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	保有目的欄及び重要提案行為等欄の記載を変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	第一交通産業株式会社
証券コード	9035
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	福岡

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成18年4月3日
代表者氏名	阿部 修平
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	1. 投資信託の委託会社としての業務 2. 国内外の有価証券等に関する投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務 3. その他前各号に付帯する一切の業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	リーガル&コンプライアンス部 西山賢治
電話番号	03 (5435) 8200

(2) 【保有目的】

提出者は資産運用会社として、有価証券売買による利益を得ることを目的として発行者の株式を保有するものであり、適切と判断する時期および条件において発行者の株式につき市場内外で取得または処分を行う。提出者が採用する投資戦略には、発行者経営陣との建設的な議論を通じて、運用成績を向上させることを目標とするものもあり、このような戦略(以下「本件戦略」という。)に基づいて発行済み株式総数の5%を超えるような投資を行うこともある。本件戦略に基づいて発行者の株式を取得している関係上、提出者は、発行者への投資を継続的に見直し、発行者の財務状況、発行者の株価、証券市場の状況、一般的な経済および業界の状況等に応じて、発行者への投資に関連して提出者が適切だと判断する行動を採ることがある。当該行動は、発行者経営陣との建設的で原則として友好的な議論を通じて行われるものであるが、法令上の「重要提案行為等」に該当することがある。なお、提出者が別の投資戦略に基づき保有する株式に関しては、上記のような行動に同調する場合と同調しない場合の両方が考えられる。

(3) 【重要提案行為等】

重要提案行為等に該当する行為を行う予定であります。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			685,700
新株予約権証券(株)	A	-	G
新株予約権付社債券(株)	B	-	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O 685,700
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 685,700		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年3月20日現在)	T 19,613,600
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($R / (S + T) \times 100$)	3.50
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	3.50

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

該当事項はありません。

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項はありません。

(7) 【保有株券等の取得資金】**【取得資金の内訳】**

自己資金額(U)(千円)	
借入金額計(V)(千円)	
その他金額計(W)(千円)	646,636(顧客の資金)
上記(W)の内訳	
取得資金合計(千円)(U+V+W)	646,636

【借入金の内訳】

該当事項はありません。

【借入先の名称等】

該当事項はありません。

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	SPARX International (Hong Kong) Limited
住所又は本店所在地	6th Floor, ICBC Tower, 3 Garden Road, Central, Hong Kong
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	Suite 3107-3108, One Exchange Square 8 Connaught Place, Central, Hong Kong

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成17年4月14日
代表者氏名	谷口 正樹
代表者役職	Executive Director & President
事業内容	投資顧問業及び投資一任業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 リーガル&コンプライアンス部 西山賢治
電話番号	03 (5435) 8200

(2) 【保有目的】

提出者は資産運用会社として、有価証券売買による利益を得ることを目的として発行者の株式を保有するものであり、適切と判断する時期および条件において発行者の株式につき市場内外で取得または処分を行う。提出者が採用する投資戦略には、発行者経営陣との建設的な議論を通じて、運用成績を向上させることを目標とするものもあり、このような戦略(以下「本件戦略」という。)に基づいて発行済み株式総数の5%を超えるような投資を行うこともある。本件戦略に基づいて発行者の株式を取得している関係上、提出者は、発行者への投資を継続的に見直し、発行者の財務状況、発行者の株価、証券市場の状況、一般的な経済および業界の状況等に応じて、発行者への投資に関連して提出者が適切だと判断する行動を採ることがある。当該行動は、発行者経営陣との建設的で原則として友好的な議論を通じて行われるものであるが、法令上の「重要提案行為等」に該当することがある。なお、提出者が別の投資戦略に基づき保有する株式に関しては、上記のような行動に同調する場合と同調しない場合の両方が考えられる。

(3) 【重要提案行為等】

重要提案行為等に該当する行為を行う予定であります。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,434,000
新株予約権証券(株)	A	-	G
新株予約権付社債券(株)	B	-	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O 1,434,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 1,434,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年3月20日現在)	T 19,613,600
上記提出者の株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	7.31
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	7.31

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

該当事項はありません。

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項はありません。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(U) (千円)	
借入金額計(V) (千円)	
その他金額計(W) (千円)	1,407,623(顧客の資金)
上記(W)の内訳	
取得資金合計(千円)(U+V+W)	1,407,623

【借入金の内訳】

該当事項はありません。

【借入先の名称等】

該当事項はありません。

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者 / 1】

(1) 【共同保有者の概要】

該当事項はありません。

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

該当事項はありません。

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

(1) スパークス・アセット・マネジメント株式会社

(2) SPARX International (Hong Kong) Limited

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,119,700
新株予約権証券(株)	A	-	G
新株予約権付社債券(株)	B	-	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O 2,119,700
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R	2,119,700	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年3月20日現在)	T 19,613,600
上記提出者の株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	10.81
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	10.81

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	685,700株	3.50%
SPARX International (Hong Kong) Limited	1,434,000株	7.31%
合計	2,119,700株	10.81%